

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
つくば測量コンサルタント(有)	つくば市松代 1-17-4	2-00488

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

(1) 令和 6 年 2 月 14 日～令和 6 年 3 月 13 日 (1 ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設コンサルタント業務

4. 事実概要

つくば測量コンサルタント(有)は、令和 6 年 1 月 11 日に竜ヶ崎工事事務所で実施された牛久沼河川区域調査業務委託(その 2)(05 県単河防第 05-58-728-0-062 号)の指名競争入札において落札者となったが、契約締結を辞退した。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)別表第 2 第 1 5 号ウに該当する。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき ア・イ (省略) ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)